

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア 住民税非課税世帯への7万円給付の支給対象ではない。

イ 住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付の支給対象ではない。

① ウ 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割非課税である。

エ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

オ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に給付金の支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、表面の申請期限の2週間後までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☐ 住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金申請書(請求書)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※ 表面下部の【受取口座記入欄】に口座を記入した場合のみ必要となり、それ以外は不要

☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度(令和5年分)所得・課税証明書』の写し(コピー)

チェックリスト

以下の項目について必ずご確認の上、チェック欄に☑を入れてください。

☐ ご記入いただきました項目に、記載漏れ、記載誤りがないか再度ご確認ください。

☐ 表面にご記入いただいた口座番号と、添付の通帳コピーまたはキャッシュカードのコピーの番号が一致することをご確認ください。

☐ 上記添付資料に漏れがないかご確認ください。

※チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名